

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律
規制の名称	妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮
規制の区分	新設
担当部局	雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室
評価実施時期	令和5年2月
規制の目的、内容及び必要性	<p>特定受託事業者として働いている場合であっても、特定受託事業者の育児介護等の状況や契約の態様に応じた柔軟な対応ができるよう、特定業務委託事業者に対し、特定受託事業者からの申出に応じて、育児介護等と両立可能な就業条件の設定やそのための説明・協議を丁寧に行うなどの配慮を求めることとする。</p> <p>※配慮義務がかかるのは、一定の取引関係が継続する場合であり、それ以外の契約については、努力義務とする。</p>
直接的な費用の把握	<p>遵守費用として、特定受託事業者から特定業務委託事業者に対する配慮の申出があった場合に、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児介護等の状況に応じた就業条件の設定等を行うために特定受託事業者からの交渉に応じる ・上記の交渉に基づき、発注企業の内部で検討し、必要な措置を講じる <p>等の対応が発生することが想定される。</p> <p>行政費用として、特定受託事業者から本規制に違反する疑いのある事案があった場合の事実確認、違反があった場合の是正措置等に係る事務が発生する(都道府県労働局が対応)。</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>特定業務委託事業者が行う配慮としては、例えば、特定受託事業者の育児介護等の状況に応じて、就業時間の短縮や著しく短い納期での発注を避けること等が考えられるが、こういった配慮が行われることで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間・場所の拘束を伴う就業により育児介護等に割く時間がないこと、 ・就業に係る柔軟な対応ができず育児介護等に伴う突発的な対応ができないこと <p>等の育児介護等と業務の両立を困難とする要因の解消につながり、個人が特定受託事業者としてその有する能力を十分に発揮しながら働くことができ、特定受託事業者の取引市場の更なる発展につながる。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の把握	<p>特定受託事業者からの申出があった場合に、特定受託事業者が育児介護等と両立しつつ、就業することができるよう配慮する対応は発生するものの、特定業務委託事業者において、申出の内容を検討し、可能な範囲で対応を講じるべきものとしており、特定業務委託事業者の対応コストは限定的である。</p> <p>一方、特定受託事業者の申出に応じて、育児介護等の配慮がなされることで、特定受託事業者がその有する能力を十分に発揮しながら就業することは、成果物や役務の質の維持・向上や特定受託事業者の取引市場の発展につながることから、遵守費用を超える便益が生じる。</p>
代替案との比較	<p>本規制について、法律上で規定せず、指針やガイドラインのみにより特定業務委託事業者による配慮を促すということも考えられるが、特定受託事業者に対する育児介護等の配慮は、事業者と役務提供主体を兼ねる特定受託事業者にとって取引を継続し得るか否かを左右する不可欠な要素である一方、個々の特定業務委託事業者においては、特定受託事業者の育児・介護等に配慮するインセンティブがなく、実効性に劣ることから、法律において配慮義務を規定することとする。</p>
その他の関連事項	特になし。
事後評価の実施時期等	<p>特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案附則第2項の規定に基づき、施行後3年を目途として、本規定の在り方について検討を行う。</p>